

政治団体の支部(政党の支部を除く。)を新たに設立する場合

政治團體設立屆

県選管に書類を提出するために来庁した日を記載してください。

「主たる活動区域」が2以上の都道府県の区域にわたる場合は、届出先が「総務大臣」となりますので、「青森県選挙管理委員会 殿」の上に、「総務大臣 殿」と書き加えてください。

下の欄と一致していることを確認してください。代表者の氏名は、①記名（提出時に本人確認等が必要）、②代表者本人の自筆署名、③記名押印のいずれかにより記載してください。

「その他の政治団体の支部」となりますので、
□にチェックしてください。

ふりがなも忘れずに記載してください。
下部に本部の名称も記載してください。

規約等の施行年月日と代表者等の選任年月日と原則的に一致します。

郵便番号、電話番号も忘れずに記載してください。

具体的に記載してください。(「全国」、「青森県、岩手県及び秋田県」、「青森県」、「青森市」、「平内町」、「衆議院青森県第1区」など)

- ・ それぞれの方について、氏名(ふりがな)、自宅の郵便番号・住所・電話番号、生年月日を漏れなく記載してください。
- ・ 選任年月日は、「組織年月日」と原則的に一致します。
- ・ 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一人が兼務することはできませんので、必ず別な人を選任してください。

個人の行う政治活動に関する寄附のうち、政党・政治資金団体に対するもの、国会議員、都道府県議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員若しくは指定都市の市長の職にある者を推薦・支持することを本来の目的とする政治団体に対するもの（候補者又は候補者となろうとする者にあつては、立候補した日の属する年とその前年の2年のみ）について、いわゆる所得控除として税制上の優遇措置を講じています。（政党・政治資金団体に対するものは、税額控除との選択制です。）

政治団体の名称 ○○政治連盟青森県支部

事務所の所在地 青森県○○市○○5丁目0番0号

代表者の氏名 青 森 健 彦

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 称 名	政治団体の区分 ☐ 政党 ☐ 政治資金団体 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 ☐ その他の政治団体 ☒ その他の政治団体の支部 国會議員関係政治団体の区分 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国會議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国會議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国會議員関係政治団体				
	まるまるせいじれんめいあおもりけんしゅ 〇〇政治連盟青森県支部 (本部：〇〇政治連盟)				
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和△△年△月△日		
主たる事務所の所在地	(〒030-0000) (電話 017-700-0000) 青森県〇〇市〇〇5丁目0番0号				
主たる活動区域	青森県				
代表者	(ふりがな) 氏名 あおもり けんこう 青森 健康	(〒) (住所) (電話) (〒030-0000) (電話 017-700-0000) 〇〇市〇〇9丁目0番0号	(生年月日) 昭和××・10.31	(選任年月日) 令和△△・8・6	
会計責任者	あおもり かいてき 青森 快適	(〒036-0000) (電話 0172-00-0000) 〇〇市〇〇8丁目0番0号	平成〇〇・4.16	令和△△・8・6	
会計責任者の職務代行者	あおもり そうけん 青森 壮健	(〒031-0000) (電話 0178-00-0000) 〇〇市〇〇7丁目0番0号	昭和×〇・2.17	令和△△・8・6	
支部の有無	☐ 有 ☒ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	☐ 有 ☒ 無		

- ・ 支部の有無について、支部を有する場合は「有」に、有しない場合は「無」の□にチェックしてください。
- ・ ここでいう「支部」とは、①規約等によってその存立が明らかである単位組織であって、本部と主従の関係にある、②本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動をする事が認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されている、③会計について、一定の範囲内で独自に金銭等の財産上の利益の収受及び交付・供与を行うことができるものであることを要します。
- ・ 上記の「支部」についても、設立の届出をする必要があります。

- ・ 税の優遇措置を受けられる適格団体になるためには、「有」の口をチェックする必要があります。その場合、青森県知事及び青森県議会議員の職にある者、候補者又は候補者となろうとする者を推薦・支持することを本来の目的としている団体にあつては「被推薦書」を、衆議院議員及び参議院議員（候補者又は候補者となろうとする者を含む。）を推薦・支持することを本来の目的としている団体（2号団体）にあつては、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を添付してください。税の優遇措置を受けない場合は「無」の口をチェックしてください。
- ・ 市町村長・市町村議会議員に係る政治団体については、課税上の優遇措置はありませんので、「無」にチェックしてください。

※ 政治団体設立届は、組織又は設立の日から7日以内に、郵便等によることなく、直接持参して提出してください。